

千葉県自然環境保育運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内で自然環境保育を行っている施設、団体が自然環境保育に重点を置いて取り組むことを支援するため、第2条に規定する者が行う自然環境保育に係る経費の一部について、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、「千葉県自然環境保育認証制度実施要綱（令和5年4月1日施行）」（以下「実施要綱」という。）第8条第1項の規定により認証を受けている者のうち認証区分が重点型であって、かつ、以下（1）及び（2）を除く団体（以下「特定の認証団体等」という。）を設置する者であること。

（1）実施要綱別表2に定める幼稚園、保育所、認定こども園

（2）「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日付けこ政保第70号こども家庭庁成育局長通知）に定める企業主導型保育施設

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者（特定の認証団体等の設置者、代表者、管理者又は特定の認証団体等が法人の場合にあつてはその役員等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象経費及び基準額)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業の経費、基準額は別表のとおりとし、対象経費の支出額と基準額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに千葉県自然環境保育運営費補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 三 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、関係証拠書類とともに、これを事業終了後5年間保管しておかななければならない。
- 四 実施要綱第13条の規定による認証の辞退又は第14条の規定による認証の取消しがあった場合は、全額返還すること。
- 五 実施要綱第13条の規定による認証の辞退又は第14条の規定による認証の取消しがされた場合には、補助金の交付決定の全部を取消すものとする。
- 六 偽りその他不正の手段により規則第12条による実績報告を行った場合には、補助金の交付の決定の全部を取り消すことがある。

(事業の中止又は廃止の承認)

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、千葉県自然環境保育事業中止（廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事が別に定める期日までに千葉県自然環境保育運営費補助金変更交付申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業に係る年度の終了の日から起算して10日を経過した日までに、千葉県自然環境保育運営費補助金実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県自然環境保育運営費補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県自然環境保育運営費補助金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（その他）

第11条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条）

対象経費	基準額
自然体験活動時において、申請年度に実施要綱第6条 別表2「保育者の人数」の1（1）及び（2）に定める基準を超えて加配した保育者に係る以下の人件費。 1 給料、手当等 2 法定福利費（雇用主が負担する社会保険料、雇用保険料等）	700千円／年

※年度の途中で認証を受けた場合にあつては、認証日以降当該年度末までの人件費とする。

※市町村独自の運営費補助事業等（以下「その他収入」という。）が、対象経費を補助対象としている部分は対象外とする。

別記

第1号様式（第4条）

千葉県自然環境保育運営費補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

年度千葉県自然環境保育運営費補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 団体等の名称 _____

2 交付申請額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業収支予算書
- (3) 誓約書（別紙2）
- (4) 役員等名簿（別紙3）
- (5) その他参考となる資料

※（3）及び（4）について、千葉県自然環境保育活動費補助金において既に提出済の場合には、省略可能となります。

所属名：

担当者名：

連絡先

電話番号：

メールアドレス：

第2号様式（第6条）

千葉県自然環境保育事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県子指令第 号で補助金交付の決定のあった
年度千葉県自然環境保育事業を次のとおり中止（廃止）したいので、千葉県自然環境
保育運営費補助金交付要綱第7条の規定により、承認を申請します。

1 団体等の名称 _____

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の内容

第3号様式（第7条）

千葉県自然環境保育運営費補助金変更交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県子指令第 号で補助金交付の決定のあった
年度千葉県自然環境保育運営費補助金を変更したいので、千葉県自然環境保育運営費補助
金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 団体等の名称 _____
- 2 変更交付申請額 金 _____ 円
- 3 当初交付決定額 金 _____ 円
- 4 差引増減額 金 _____ 円 (増・減)
- 5 変更理由
- 6 添付書類
 - (1) 変更事業計画書 (別紙)
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) その他参考となる資料

第4号様式（第8条）

千葉県自然環境保育運営費補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県子指令第 号で補助金交付の決定のあった
年度千葉県自然環境保育事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、次
のとおりその実績を報告します。

1 団体等の名称 _____

2 精算額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（別紙）
- (2) 事業収支決算書
- (3) 支出証拠書類（人件費を支出したことがわかる資料）
- (4) 補助対象者の勤務実績がわかる資料
- (5) その他参考となる資料

第5号様式(第9条)

千葉県自然環境保育運営費補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県子達第 号で額の確定のあった 年度千葉県自然環境保育運営費補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 団体等の名称 _____
- 2 請求額 金 _____ 円
- 3 振込先

振込金融機関名	預金種別・番号	名義人の名称
銀行 支店	預金 No.	

所属名：
担当者名：
連絡先
電話番号：
メールアドレス：

第6号様式（第10条）

千葉県自然環境保育運営費補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県指令第 号をもって交付決定のあった 年度
千葉県自然環境保育運営費補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

- 1 団体等の名称 _____
- 2 請求額 金 _____ 円
- 3 振込先

振込金融機関名	預金種別・番号	名義人の名称
銀行 支店	預金 No.	

所属名：
担当者名：
連絡先
電話番号：
メールアドレス：

千葉県自然環境保育運営費補助金 事業計画書

施設の名称:

1 事業の実施予定期間

2 県補助金所要額調書

①支出予定額	②県補助基準額	③県補助基本額	④県補助所要額
円	円	0 円	0 円

- ※ ①支出予定額には、5 人件費計画 における補助対象額の総額を記載すること。
- ※ ②県補助基準額には、700,000と記載すること。ただし、実施月数が12月に満たない場合には、「事業実施月数÷12」を乗じた額とする。
- ※ ③県補助基本額には、①、②いずれかの低い金額を記載すること。
- ※ ④県補助所要額 (= 交付申請額) には、③県補助基本額を記載すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙1 (第1号様式)

5 人件費計画

	補助対象保育者氏名	年間の給料、手当等 (円)	年間の法定福利費 (円)	人件費合計 (円)	年間勤務時間数 (時間)	年間補助対象時間数 (時間)	その他収入 (円)	補助対象額 (円)
1				0				#DIV/0!
2				0				#DIV/0!
3				0				#DIV/0!
4				0				#DIV/0!
5				0				#DIV/0!
6				0				#DIV/0!
7				0				#DIV/0!
8				0				#DIV/0!
9				0				#DIV/0!
9				0				#DIV/0!
10				0				#DIV/0!
計								#DIV/0!

※ その他収入の補助対象となる経費は計上できないことから補助対象額から控除すること

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

印

団体等の名称

補助を受けようとする事業を行う者（団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合
にあつてはその役員等（児童福祉法第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。）
が千葉県自然環境保育運営費補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来におい
ても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が
千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこ
と又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

※ 申請者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと。

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人 (団体) の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

所在地

名称、代表者職氏名

印

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあってはその役員等 (児童福祉法第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。) を記載すること。ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

千葉県自然環境保育運営費補助金 変更事業計画書

施設の名称:

1 事業の実施予定期間

2 県補助金所要額調書

①支出予定額	②県補助基準額	③県補助基本額	④県補助所要額
円	円	0 円	0 円

- ※ ①支出予定額には、5 人件費計画 における補助対象額の総額を記載すること。
- ※ ②県補助基準額には、700,000と記載すること。ただし、実施月数が12月に満たない場合には、「事業実施月数÷12」を乗じた額とする。
- ※ ③県補助基本額には、①、②いずれかの低い金額を記載すること。
- ※ ④県補助所要額（＝交付申請額）には、③県補助基本額を記載すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙（第3号様式）

5 人件費計画

	補助対象保育者氏名	年間の給料、手当等 (円)	年間の法定福利費 (円)	人件費合計 (円)	年間勤務時間数 (時間)	年間補助対象時間数 (時間)	その他収入 (円)	補助対象額 (円)
1				0				#DIV/0!
2				0				#DIV/0!
3				0				#DIV/0!
4				0				#DIV/0!
5				0				#DIV/0!
6				0				#DIV/0!
7				0				#DIV/0!
8				0				#DIV/0!
9				0				#DIV/0!
9				0				#DIV/0!
10				0				#DIV/0!
計								#DIV/0!

※ その他収入の補助対象となる経費は計上できないことから補助対象額から控除すること

千葉県自然環境保育運営費補助金 事業実績書

施設の名称:

1 事業の実施期間

2 県補助金所要額調書

①実支出額	②県補助基準額	③県補助基本額	④県補助所要額
円	円	0 円	0 円

- ※ ①実支出額には、5 人件費実績 における補助対象額の総額を記載すること。
- ※ ②県補助基準額には、700,000と記載すること。ただし、実施月数が12月に満たない場合には、「事業実施月数÷12」を乗じた額とする。
- ※ ③県補助基本額には、①、②いずれかの低い金額を記載すること。
- ※ ④県補助所要額（＝交付申請額）には、③県補助基本額を記載すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 人件費実績

	補助対象保育者氏名	年間の給料、手当等 (円)	年間の法定福利費 (円)	人件費合計 (円)	年間勤務時間数 (時間)	年間補助対象時間数 (時間)	その他収入 (円)	補助対象額 (円)
1				0				#DIV/0!
2				0				#DIV/0!
3				0				#DIV/0!
4				0				#DIV/0!
5				0				#DIV/0!
6				0				#DIV/0!
7				0				#DIV/0!
8				0				#DIV/0!
9				0				#DIV/0!
9				0				#DIV/0!
10				0				#DIV/0!
計								#DIV/0!

※ その他収入の補助対象となる経費は計上できないことから補助対象額から控除すること